

認可地縁団体の手引き

令和6年4月現在

東員町 地域づくり応援課

目次

1. 地縁団体とは	1
2. 認可地縁団体とは	1
3. 申請できる団体	2
4. 認可を受ける要件	3
5. 申請から認可までの流れ	4
6. 認可申請に必要な書類等	5
7. 認可について	7
8. 認可地縁団体の義務	8
9. 認可の取り消しと解散	9
10. 認可告示後の手続き等	10
11. 認可地縁団体に係る税金	11

様式及び参考例

認可申請書	12
認可申請書（記入例）	13
承諾書	14
承諾書（記入例）	15
裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について	16
裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について（記入例）	17
証明書交付申請書	18
（認可地縁団体について告示した事項に関する証明）	
証明書交付申請書（記入例）	19
（認可地縁団体について告示した事項に関する証明）	
告示事項変更届出書	20
告示事項変更届出書（記入例）	21
規約変更認可申請書	22
規約変更認可申請書（記入例）	23
規約の参考例	24
議事録の参考例	32
構成員名簿の参考例	34
書面表決書の参考例	35

1 地縁団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）をいいます。自治会や町内会などがこれにあたるといえます。

2 認可地縁団体とは一法人化の趣旨・目的

これまで、自治会などには法人格が認められていなかったために、自治会などで保有する財産は、自治会名義では不動産登記ができず、当該団体の代表者個人や役員の名義で登記が行われ、当該名義人の転居・死亡などで、名義変更や相続などの際に問題が生じていました。

このような問題に対処するため、1991年（平成3年）に地方自治法が改正され、一定の手続きを行い、町長から法人格の認可を受けることで、その財産を自治会名義で不動産登記することができるようになりました。このような一定の手続きにより法人格を取得した団体を『認可地縁団体』といいます。

ただし、自治会が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、東員町の行政権限を分担したり、下部組織としてみなされるようなことはありません。

3 申請できる団体

申請できる団体は以下を満たす団体です。

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁団体）で、いわゆる自治会を対象としています。

【認可の対象とならない団体の例】

○特定の活動を行う団体

（同好会やスポーツ活動、環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体）

○構成員に対して住所以外に性別や年齢の条件が必要な団体

（老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）

※令和3年5月26日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第一条で地方自治法の一部改正が行われ、令和3年11月26日から、不動産等の権利の保有及び保有予定の有無に関わらず認可が可能になりました。

4 認可を受ける要件

地縁による団体が法人格を得るためには、町長の認可が必要です。認可を受けるには、以下の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしている自治会が対象となります。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らかなもの」とは、町又は、字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲がわかる状態であるという意味です。

- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

「構成員になることのできる資格」とは年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住むすべての個人が加入できるという意味です。また、「その相当数の者が現に構成員」とは、一般的には、その区域の住民の過半数を判断基準としています。

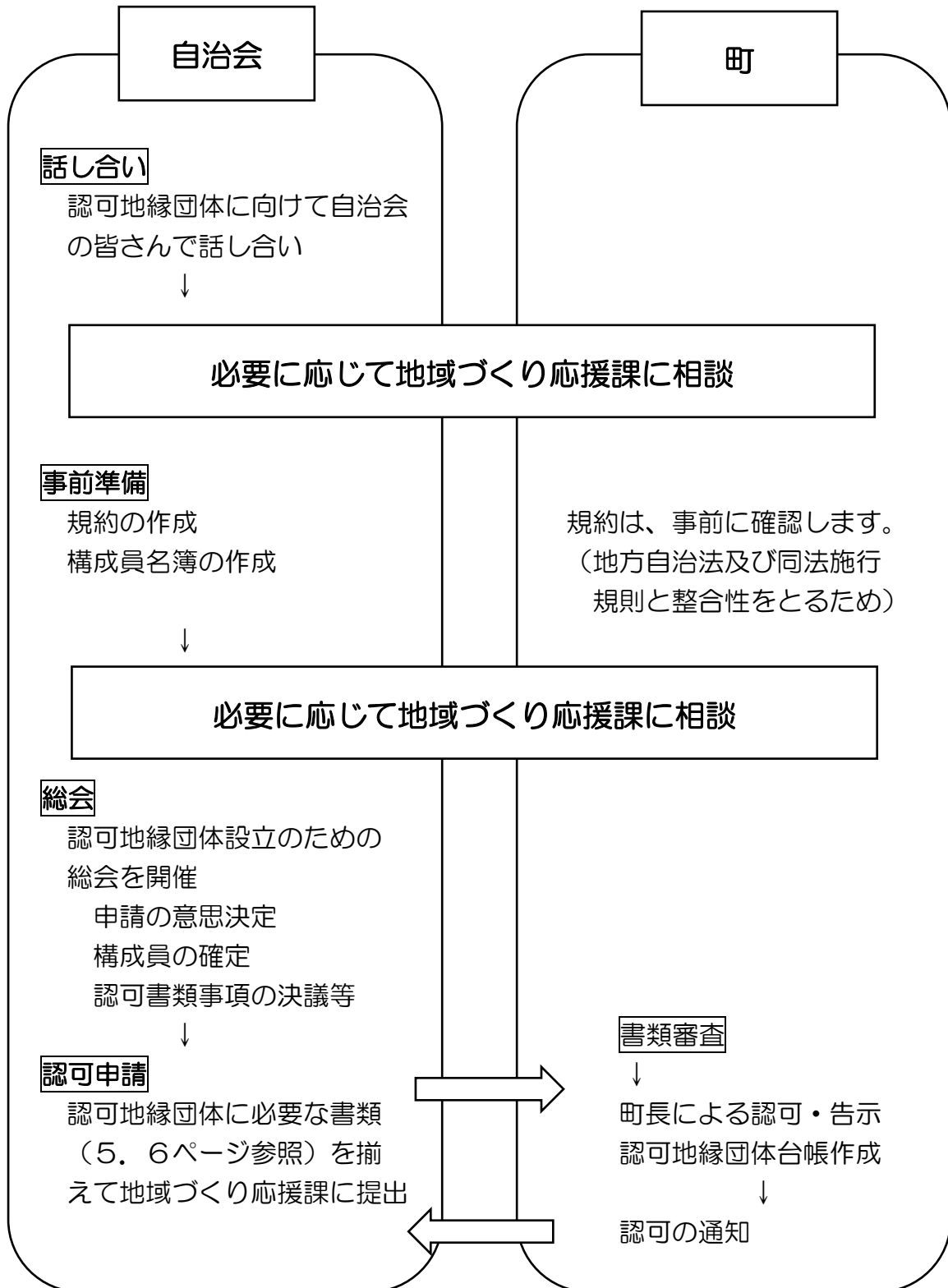
- ④ 規約を定めていること。

規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。

また、⑨規約の変更に関する事項、⑩解散に関する事項、⑪残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

5 申請から認可までの流れ

認可地縁団体の申請は以下のように流れます。



6 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で議決することが必要です。必ず、事前に地域づくり応援課に相談してください。

(1) 認可申請書（12ページ）

申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規約（24ページ～31ページ 規約の参考例）

規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。また、⑨規約の変更に関する事項、⑩解散に関する事項、⑪残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

※規約を作成し、総会に諮る前に事前に地域づくり応援課に相談してください。

（地方自治法及び同施行規則と整合性をとるため。）

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

（32ページ 議事録の参考例（認可申請の場合））

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものでよいとされています。

(4) 構成員の名簿（34ページ 構成員の名簿参考例）

構成員全員の住所・氏名を記載したもので、その自治会内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業活動報告書（総会資料内に明記されている場合は総会資料を添付してください。）

(6) 申請者が代表者であることを証する書類（14ページ）

①申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印があるものと、②申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書の写しで申請者本人の署名のあるものが必要です。（承諾書の写しは自署の場合押印不要です。）

7 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、町長による認可、告示を行います。町長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については、司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

告示される内容は以下のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

8 認可地縁団体の義務

(1) 規約変更の認可申請

- ① 規約は、規約に別段の定めがあるときを除いて、総構成員の4分の3以上の同意で変更ができます。
別段の定めとして、「3分の2以上の同意」と規定してもかまいませんが、規約変更という重要事項を少数の構成員の意思により決することのないよう、慎重な取り扱いが必要です。
- ② 規約の変更は、町長の認可を受けてその効力が生じます。
- ③ 規約変更の認可申請は、申請書（26ページ）に規約変更の内容及び理由を記載した書類並びにその規約変更を総会で議決したことを証する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した総会の議事録の写し）を添付してください。なお、規約の変更をする際は、事前に地域づくり応援課に相談してください。
- ④ 規約変更を認可したときは、その地縁による団体に文書でその旨通知します。
- ⑤ 規約変更が告示事項（「名称」「目的」「区域」「事務所」「解散の事由」）の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後、告示事項の変更の届出が必要です。

(2) 告示事項の変更の届出

- ① 告示された事項に変更（代表者が代わったとき、主たる事務所が変わったとき）があったときは、届出書（24ページ）に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、町長に届け出てください。
- ② 届け出があった場合は、その旨並びに告示した事項のうち変更があった事項及びその内容について、町長が告示します。※この告示があるまでは、変更があった事項及びその内容について第三者に対抗することができません。
- ③ 町長が告示したときは、台帳の記載事項も変更します。

(3) 財産目録の作成と備え置き

認可を受けるとき及び毎年初めの3か月内（ただし、事業年度を設けるものは、年度の終了後3か月内）に財産目録を作成し、常にこれを事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の作成と備え置き

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに訂正してください。

(5) 通常総会の開催

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開催する必要があります。また、総会の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項等を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。

9 認可の取り消しと解散

① 取り消し

認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くことになったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、町長は、その許可を取り消すことができます。

② 解散

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散となります。解散は民法の規定が準用され、町長に対して届け出（町長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- 規約に定める解散事由の発生
- 破産
- 認可の取り消し
- 規約に定める別段の定めがある場合を除いて、総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議
- 「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなったとき

10 認可告示後の手続き等

認可地縁団体としての印鑑登録

東員町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成4年条例第16号)の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。詳しくは地域づくり応援課まで問い合わせてください。

① 印鑑登録ができる者

認可地縁団体の次に掲げる者(代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人、精算人)は、1個に限り印鑑登録を受けることができます。

② 印鑑登録に必要なもの

- 認可地縁団体印鑑登録申請書
- 代表者の個人印(印鑑登録されたもの)
- 登録する団体印

※ただし、次に該当する場合は、認可地縁団体印鑑の登録はできません。

- ゴム印のその他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの

③ 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき交付します。

- 交付手数料は、1通につき300円です。
- 郵送により証明書の交付を請求するときは、郵送料のほか手数料(郵便小為替)・切手を貼った返信用封筒が必要です。

④ 認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付

誰でも町長に対し、認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付を証明書交付申請書（22ページ）により請求することができます。（郵送により、証明書の送付を求めることもできます。）

- 交付手数料は、1通につき300円です。
- 郵送により証明書の交付を請求するときは、郵送料のほか手数料（郵便小為替）・切手を貼った返信用封筒が必要です。

11 認可地縁団体にかかる税金

認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。詳しくはお問い合わせ先でご確認ください。

税金の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	問い合わせ先
町税	法人町民税	減免措置	課税	0594-86-2801 東員町役場 税務課
	固定資産税	減免措置	減免措置	
	軽自動車税（自治会等が所有又は無料で借り受けている軽自動車等）	減免措置	減免措置	
県税	法人県民税	減免措置	課税	059-352-0578 三重県四日市県 税事務所
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	減免措置	課税	0594-24-3613 三重県桑名県税 事務所税務室 （課税課）
国税	法人税	非課税	課税	0594-22-5121 桑名税務署 （代表番号）
	登録免許税（登記料）	課税	課税	

※減免措置は事前に減免申請が必要です。

※不動産登記の際に登録免許税が（登記料）がかかります。

令和 年 月 日

東員町長 水谷 俊郎 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

記入例

令和 年 月 日

東員町長 水谷 俊郎 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

**規約で定めた自治会の名称、及び
主たる事務所の所在地を記入して
ください。(記載されているものを
告示します。)**

名 称 ○○○○自治会

所在地 **東員町大字○○番地
東員町○○丁目○番○**

代表者の氏名及び住所

**代表者の氏名と住所をご記入くだ
さい。**

氏 名 **東員 太郎**

住 所 **東員町大字○○番地
東員町○○丁目○番○**

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

承諾書

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、認可申請をするについて、私が代表者となることを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

記入例

承諾書

**代表者となられる方の住所氏名を記入していただきます。
総会以降の日付をご記入ください。**

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、認可申請をするについて、
私が代表者となることを承諾します。

令和 年 月 日

住 所 **東員町〇〇〇番地**

氏 名 **東員 太郎**

印

自署の場合押印不要

令和 年 月 日

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

自治会名 _____ 自治会
代表者名 _____

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ 無)
2. 裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有 ・ 無)

有の場合 住 所 _____

氏 名 _____

3. 代理人の有無

有の場合 住 所 _____

氏 名 _____

令和 年 月 日

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

自治会名 ○○○自治会
代表者名 東員 太郎

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ 無)

2. 裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有 ・ 無)

有の場合 住 所 _____

氏 名 _____

3. 代理人の有無 (有 ・ 無)

有の場合 住 所 _____

氏 名 _____

証明書交付申請書

認可を受けた地縁団体についての証明書を請求します。

必要部数 _____部

記

団体の名称 東員町 自治会

事務所の所在地 三重県員弁郡東員町

東員町長 水谷 俊郎 様

令和 年 月 日

請求者 住所

氏名

証明書交付申請書

認可を受けた地縁団体についての証明書を請求します。

必要部数 **〇部**

記

団体の名称 **東員町〇〇〇自治会**

事務所の所在地 **三重県員弁郡東員町〇〇〇番地**

東員町長 水谷 俊郎 様

令和 年 月 日

請求される方の氏名と住所をご記入ください。

請求者 住所

氏名

令和 年 月 日

東員町長 水谷 俊郎 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 自治会

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の住所氏名

2 変更の年月日

令和 年 月 日 変更

3 変更の理由

記入例

令和 年 月 日

東員町長 水谷 俊郎 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

規約で定めた自治会の名称、及び主たる事務所の所在地を記入してください。(記載されているものを告示します。)

名 称 〇〇〇自治会

所在地 東員町〇〇〇番地

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名と住所をご記入ください。

氏 名 東員 次郎

住 所 東員町〇〇〇番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の住所氏名

代表者の氏名及び住所変更

(変更前) 東員 太郎 東員町〇〇〇番地

(変更後) 東員 次郎 東員町〇〇〇番地

主たる事務所の所在地変更

(変更前) 東員町〇〇〇番地

(変更後) 東員町〇〇〇番地

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日変更 ←おおむね総会の日

3 変更の理由

任期満了に伴う役員改選 ←任期満了の場合

令和 年 月 日

東員町長 水谷 俊郎 様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称 自治会

所在地 東員町

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 東員町

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

令和 年 月 日

東員町長 水谷 俊郎 様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 東員町○○○番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 東員 次郎

住 所 東員町○○○番地

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

参考

東員町●●●自治会規約

東員町●●●自治会

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 会員の福利厚生
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

(名称)

第 2 条 本会は、東員町●●●自治会と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、別表に定める区域とする。

(主たる事務所)

第 4 条 本会の主たる事務所は、三重県員弁郡東員町●●●番地に置く。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、第 3 条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第 7 条 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとし、全ての資格を喪失する。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- (3) 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けた場合

第 3 章 役 員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 ●名
- (2) 副会長 ●名
- (3) 会 計 ●名
- (4) その他役員 ●名
- (5) 班 長 ●名
- (6) 監 事 (会計監査) ●名

(役員を選出)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長、会計及びその他役員並びに班長は、相互に兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 その他役員は、●●●に関する業務を行う。
- 5 班長は、班を代表し、会務に参加する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したと

きは、これを総会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、会長にあっては●年、副会長、会計、その他役員、班長、監事は●年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 4 章 総 会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後●ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、そ

の請求があった日から●日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の●日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 役員を選任

(2) 事業計画及び予算の承認

(3) 事業報告書、収支計算書及び財産目録等の承認

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役 員 会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から●日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも●日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において●分の●以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年●月●日に始まり、●月●日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ東員町長の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の●分の●以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び種類)

第 39 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て●●が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和●年●月●日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和●年●月●日までとする。

東員町●●●自治会 総会議事録

1 開会の日時及び場所

日時 令和 年 月 日 午前 時開会
場所 集会所

2 会員現在総数 名

3 出席者

実出席者 名
書面出席 名
代理出席 名
欠席者 名
出席率 名

出席者の氏名は別紙記載のとおり

4 議事要領

- ア 仮議長として何某が議長席につき、開会を宣した旨
- イ 自治会長挨拶の要旨
- ウ 仮議長から議長の選出を総会にはかった結果、何某が議長に選任された旨
- エ 議長挨拶の要旨

オ 書記及び議事録署名者選出を総会にはかった結果、書記に何某及び何某
2名が選出された旨、議事録署名者に何某及び何某の2名が選出された
旨

カ 主旨説明

キ 議事に入り、議案提出者が議案の朗読、詳細説明を行った旨及びその説明
の要旨

ク 討議の要旨

ケ 賛否の決を採った旨

賛成	名	反対	名	可(否)	決
----	---	----	---	------	---

コ 閉会の日時

令和	年	月	日	午前	時	分
----	---	---	---	----	---	---

議長は、この議事録を調整し、議事録署名者とともに署名する。

総会議長	氏名	印
------	----	---

議事録署名者	氏名	印
--------	----	---

議事録署名者	氏名	印
--------	----	---

※4のキ、ク、ケ、は各議案毎に記載すること。

書面表決書

私こと、この度、都合により令和 年 月 日の設立総会に出席できませんので、書面により表決いたします。

令和 年 月 日

●●●自治会長 東員 太郎 様

住所 _____

氏名 _____

議案第 1 号	法人格を得るための認可申請について	賛	否
議案第 2 号	規約の制定について	賛	否
議案第 3 号	認可申請代表者の選出について	賛	否